

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について

■ 制度の概要

【対象世帯】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯
 - i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である。
 - ii 前年の合計所得金額が1,000万円以下である。
 - iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

【減免額】

①の世帯 全部

②の世帯 下記の方法により算定

対象保険税額（1）×減額割合（2）＝保険税減免額

（1）

対象保険税額＝ $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

（2）

前年の合計所得金額	減額割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

【減免の対象となる保険税】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている令和元年度分及び令和2年度分の保険税
（特別徴収の場合は対象年金給付の支払日）

■ 周知方法

広報こまえ7月1日号、市ホームページ、市フェイスブック、市ツイッター
当初納税通知書に案内文書を同封（7月7日発送）

■ 申請世帯数

令和2年8月14日現在申請世帯数 236世帯

（参考）令和2年7月末国民健康保険世帯数 12,122世帯